



障害福祉サービスデータベース における第三者提供について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉サービスデータベースの第三者提供に関する検討の経緯

- 社会保障審議会障害者部会（以下「障害者部会」という。）においては、障害福祉分野におけるデータベースを整備するとともに、整備したデータベースをより有効活用するため、第三者への提供を可能とすることを推進するべきとされた※。

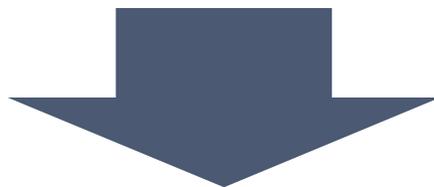
※ 「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」障害者部会報告書（概要）（令和4年6月13日）（抜粋）
障害福祉分野におけるデータベースを整備するとともに、第三者提供の仕組みを設けるべきである。

- 障害者部会での議論等を受けて、令和4年12月には、障害福祉サービスデータベース（以下「障害福祉DB」という。）を整備し、あわせて障害福祉DBの第三者提供を可能とするための法改正※を行った。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）

- 障害福祉DBの整備については、令和5年4月1日から運用を開始したところであり、一方、第三者提供に関する規定の施行日は公布日（令和4年12月16日）から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日とされている。

- なお、第三者提供を行うためには、第三者へのデータ提供にあたってのルール（ガイドライン）を定める必要があり、医療保険のレセプト情報・特定健診等情報データベース（以下「NDB」という。）及び介護保険総合データベース（以下「介護DB」という。）等の整備が先行している公的データベースについては、現に、定められたガイドラインに基づき、第三者提供が行われている。



障害福祉DBにおける第三者提供のスキームの構築及び第三者提供に関する規定の施行日決定する必要

匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会（案）の設置について

- 第三者提供の際には、改正後の障害者総合支援法第89条の2の3第3項（障害者データ）及び児童福祉法第33条の23の3第3項（障害児データ）の規定に基づき、**社会保障審議会**又は**こども家庭審議会**の意見を聴かなければならない。
- NDB及び介護DBにおける対応も踏まえ、匿名障害福祉及び障害児福祉等関連情報の取り扱いについては、以下のとおりとはどうか。
 - ・ 第三者提供の可否を議論する場では、提供するデータを用いた研究に対する計画書等について議論され、議論内容が極めて専門的となることから、障害者部会及び障害児支援部会の下に、障害福祉及び障害児福祉等関連情報の有識者を中心とする「**匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会（案）**」を設置すること。
 - ・ 当該専門委員会において、匿名障害福祉及び障害児福祉等関連情報の提供の可否について、相当の公益性を有するか、不適切利用による個人の権利利益の侵害の可能性がないか等の観点から、総合的に審査すること。
 - ・ 当該専門委員会の運営等は別紙のとおりとし、詳細については障害者部会長及び障害児支援部会長と協議の上確定すること。
 - ・ 「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関するガイドライン（案）」等は、審査基準や提供に係る事務処理基準を定めたものであることから、当該専門委員会で内容について検討を行うこと。

匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会の運営等（案）

○ 設置の要旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、厚生労働大臣及び内閣総理大臣は障害福祉等関連情報及び障害児福祉等関連情報（以下「匿名データ」という。）を第三者に提供することができる法的根拠が設けられるとともに、匿名データの第三者提供に当たっては、社会保障審議会及びこども家庭審議会の意見を聴くこととされた。

これを踏まえ、匿名データの第三者への提供の可否等について専門的観点から審査を行うため、社会保障審議会障害者部会及びこども家庭審議会障害児支援部会に「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

○ 構成委員

- ・ 専門委員会の委員は、障害福祉及び障害児福祉等関連情報の有識者を中心に構成することとし、障害者部会長及び障害児支援部会長と相談の上、確定する。

○ 検討項目

- ・ 「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関するガイドライン」等の内容を検討する。
- ・ 匿名データの提供申出について、相当の公益性を有するか、不適切利用による個人の権利利益の侵害の可能性がないか等を総合的に検討する。

○ 運営等

- ・ 原則公開とするが、提供申出に係る審査は、非公開とする。
- ・ 専門委員会の検討の結果は、原則障害者部会及び障害児支援部会の議題とする。ただし、専門委員会での提供申出の審査に係る議決については、障害者部会及び障害児支援部会に報告するものとし、障害者部会長及び障害児支援部会長の同意を得て、障害者部会及び障害児支援部会の議決とすることができる。

【参考】根拠法令等（抜粋）

○ 市町村からの障害福祉DBへのデータ提供（公布日は令和4年12月16日、施行日は令和5年4月1日）

- ・（障害者データ）障害者総合支援法第89条の2の2

2 市町村及び都道府県は、主務大臣に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事項に関する情報を、主務省令で定める方法により提供しなければならない。

- ・（障害児データ）児童福祉法第33条の23の2

2 市町村及び都道府県は、内閣総理大臣に対し、前項第一号に掲げる事項に関する情報を、内閣府令で定める方法により提供しなければならない。

○ 障害福祉DBの第三者提供（公布日は令和4年12月16日、施行日は公布日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）

- ・（障害者データ）障害者総合支援法第89条の2の3

主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報（障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようにするために主務省令で定める基準に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する研究
- 三 民間事業者その他の主務省令で定める者 障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

3 主務大臣は、第1項の規定により匿名障害福祉等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、**社会保障審議会**又は**こども家庭審議会**の意見を聴かなければならない。

- ・（障害児データ）児童福祉法第33条の23の3

内閣総理大臣は、障害児の福祉の増進に資するため、匿名障害児福祉等関連情報（障害児福祉等関連情報に係る特定の障害児その他の内閣府令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる障害児福祉等関連情報を復元することができないようにするために内閣府令で定める基準に従い加工した障害児福祉等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名障害児福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 障害児の福祉の増進並びに障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等に関する施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 障害児の福祉の増進並びに障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等に関する研究
- 三 民間事業者その他の内閣府令で定める者 障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の内閣府令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

③ 内閣総理大臣は第1項の規定により匿名障害児福祉等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、**こども家庭審議会**の意見を聴かなければならない。

【参考】根拠法令等（抜粋）

○ 専門委員会の設置

- ・ 社会保障審議会運営規則（平成13年1月30日社会保障審議会決定）

（委員会の設置）

第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。

- ・ こども家庭審議会運営規則（令和5年4月21日こども家庭審議会決定 最終改正：令和5年9月25日）

（委員会の設置）

第6条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。